

平成 20 年 10 月 27 日

特定非営利活動法人日本ネイリスト協会
会員各位

特定非営利活動法人日本ネイリスト協会
理事長代行 滝川晃一

国民生活センターによる「つけ爪による危害」の報道発表について

拝啓 会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当協会の活動に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国民生活センターより「つけ爪による危害-かぶれ、やけど、カビが生えることも-」と題する報道発表がありました。(10月16日公表)

この発表は、消費者に対して「衛生管理の不徹底」「用材の取り扱いについての知識不足」「用具や材料を購入して自ら行う施術、いわゆるセルフネイルの普及による未熟な知識と技術」などの原因による危害について注意を促すものです。

日本ネイリスト協会では、この発表に対し、JNA 検定資格を有するプロネイリストがサロンワークにおいて衛生管理を十分に行い、正しい知識と技術をもってお客様に対応することによって、このような消費者の危害を防ぐことができると考えます。

尚、お客様よりこのような危害についてご相談があった場合は、絶対に診断や治療にあたる行為はせずに、まずは皮膚科医師へ相談していただくことをお勧めください。

協会活動においては、教育委員会<認定講師>、総務委員会<登録サロン・プロダクツ部会>を通じて自主基準を強化し、ホームページ・会報等を通じて、認定校・登録サロンをはじめ会員の皆様に具体的にご提案いたします。

さらに、このニュースを機会に、ネイルの正しい手入れと魅力を広く一般社会にアピールするとともに、関連省庁等にも提示していく所存です。

上記報道内容の詳細は、国民生活センターのホームページで閲覧することが出来ますのでご確認ください。(http://kokusen.go.jp/)

敬具